

公共の施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成20年11月21日（金）

（開 会）10：00

（閉 会）17：32

○ 委員長

ただいまから公共の施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。本日から調査につきましては、お手元に配布しております、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会の調査順序に記載のとおり審査していきたいと考えております。最初に、序論の部分に対する質疑、2番目に各施設ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように、施設は5つに区切って質疑をしていただきます。また、質疑は通告されているものから行っていただきます。そのあとで通告以外の質疑があればお受けいたしたいと考えております。そして、最後に総括質疑を行っていただきたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議がないようですから、そのように運営させていただきます。委員の皆さんに要望いたします。今回の委員会は素案に対する審査ですので、委員各位の要望なり意見を出していただくことを主として、後日作成されます実施計画案に寄与する委員会となりますようにご協力をお願いいたします。

次に、執行部の皆さんに要望いたします。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように各委員からの質疑に対してはその内容を的確に把握され、はっきりと的確に答弁していただきますように特に要望しておきます。それでは審査に入ります。

「公共施設等のあり方について」を議題といたします。序論部分についての質疑を許します。はじめに質疑通告されております川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上です。9月議会で当委員会の特別委員会委員長報告があっております。その中にはそれ以前に当委員会で審議された内容が簡潔に重要な点が報告されたと思うわけですが、執行部として基本方針に基づいて実施計画素案を作るにあたって特に重視された点、当委員会の意見など、特に反映させた点についてどういった点があるのか主な点を聞かせてもらいたいと思います。

○ 行財政改革推進室主幹

答弁の前に本日配布させていただいております資料の説明をさせていただきます。2つの資料を提出させていただいておりますが、1点目でございますが、飯塚市公共施設一覧をお願いいたします。前回の委員会におきまして本実施計画の対象施設を712施設とご説明いたしておりましたが711施設でございます。再度飯塚市公共施設一覧を提出させていただいております。また、実施計画の素案につきましても数字等に誤りがございましたので正誤表を提出させていただきます。まことに申し訳ございませんが、訂正方をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

今のご質問でございますが、3月に策定した基本方針に基づきまして、基本的にはたたき台、素案であります案をしめさせていただいております。基本方針に対するご意見等もお伺いいたしておりますが、それにつきましては1月末に策定いたします実施計画の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

9月11日の9月議会における本調査特別委員長報告をあなた方も聞かれたでしょう。それで、こういう委員会での議会側の審議の中身は基本方針をふまえて実施計画素案を作る上でど

ういった点を特に重点的に具体化しておるのかと、反映させておるのかと聞いておるんです。答弁できませんか。

○ 行財政改革推進室主幹

この基本方針につきましてはこれまでもご説明いたしましたが、基本的には関係団体、利用者の方、また、この特別委員会等で語彙検討をいただいております。そういうなかで内部検討させていただきましたが、基本的には基本方針に基づいて案を策定いたしております。これまでの意見等につきましても再度中身を整理検証しながら今後の実施計画案を策定していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

議会があなた方にいろいろお話を聞いて、真剣な質疑応答があつて、その成果の一部が委員長報告にまとめられているわけですよ。そこで、どこを受け止めたかと聞いているんですね。答弁してください。

○ 行財政改革推進室主幹

同じ答弁になるかと思いますが、これまでのご意見等につきましては、再度整理検証しながら今後の実施計画策定に向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

あなたがたも実施計画の素案を出しているじゃないですか。議会で指摘したことだとか要望があつたことはまだ反映してないんですか、しているんですか。素案が取れる段階まで反映しないということですか。途中では反映しない、あるいは反映しているんですか、どちらですか。

○ 行財政改革推進室主幹

議会のご意見、それから地域関係団体等の意見を聞いた中で、一部は当然実施計画のたたき台、素案を見ていただきますと年度が相当先まで検討を伸ばしているもの等もございます。そういう中で一部は反映しているところというふうに考えております。

○ 川上委員

主幹が答えられないんだったら、一部反映といういい加減な答弁だけど、上席にある者がきちんと答弁してください。どういった点を特に議会との関係では指摘があつた点をどういった点を素案の段階で反映させたのか、そこを聞かせてください。

○ 行財政改革推進室主幹

具体的にこの施設でこうだというのはお示しできませんのでご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

あまり議会で指摘だとか要望したことについては受け止めてないようですね、市長。そうじゃないなら答弁してください。どういった点を、委員長報告聞かれたでしょう。どういった点をこの素案では特に重視して位置づけておるのか、反映させたのか。市長の答弁を求めます。

○ 財務部長

今主幹が答えておりますように、具体的にどこどこを基本方針から変えたということではございません。それで、基本方針に基本はそれを答申いたしまして、ご意見の中で反映できるものは反映させた中で素案としてお示しさせていただいております。

○ 川上委員

一部といわれたりしておるんだけど、例示をしてください。例えばこういった点を特別委員長報告でこういった点が指摘されたと。執行部としてはこれを受け止めてこういうふうにしたんだというところをいくつか示してください。

○ 財務部長

すみませんが、それを準備いたしておりませんので、個々の素案の中で出てくるということでどれどれということは現時点では準備いたしておりません。

○ 川上委員

大変驚きました。一つも答弁できないんですか。先ほど委員長が執行部に要望されたでしょう。いまからの2日ないし3日間の議会としての調査のあり方にも関わるんですよ。市長、もう答弁することないですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:13

再開 10:18

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

本委員会での意見をどのように反映したかということでございます。例えば1、2点説明させていただきたいと思いますが、例えば、その中で小中学校につきましては統廃合よりも早期の耐震診断を実施することが大切であるというご意見がございました。このたたき台素案の中で、小学校・中学校で書いておりますが、平成27年度までにはすべての小中学校については耐震の工事をすると、実施をするというふうなたたき台では記載いたしております。また、颯田地区のサンシャイン颯田につきましても公民館のあり方とあわせて検討する必要があるというご意見がありましたので、その意見等も参考にさせていただきながら方向性等を記載いたしております。

○ 川上委員

素案の公表から一月あまりが経っております。それで、市民意見を募集されていますね。どのくらいの件数、市民意見が出ておりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

今月いっぱいということで各支所、出張所等公共施設に配備いたしておりますので、まだ集計はいたしておりません。ただ、要望書という中で2件ほど自治会、それから社会福祉法人から要望書が提出されております。

○ 川上委員

711施設について自治会と社会福祉法人から1件ずつ、施設でいうと2施設について意見が出ているんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

社会福祉法人からは1つの施設といたしますか、支所に関するものが1件でございます。また、自治会、これは筑穂地区、自治会連合会の筑穂支部から出ておりますが、これにつきましては、施設でいきますと8施設についての要望がっております。

○ 川上委員

ほかにはホームページで募集していますが、電子メールとかではないんですね。あれば、どのくらいあるか聞かせてください。

○ 行財政改革推進室主幹

メール等のご意見につきましては現在のところ1件ございます。先ほど言いました実施計画についての意見募集ということでそれぞれの公共施設に配備いたしておりますが、まだそれについては全部集計が終わっておりません。本庁に持って見えた分につきましては50件来ております。

○ 川上委員

そうすると53件意見が来ているということになりますかね。筑穂自治会連合会と社会福祉法人と本庁に電子メールできているのが1つでしょう。支所に来ているのが50件あるんですね、全部で。本庁に50件ですか。

○ 行財政改革推進室主幹

本庁といたしますが、行革の推進室に直接持ってお見えになったのが50件でございます。

○ 川上委員

じゃあ53件ですね。それで、施設数はどれくらいになりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

昨日もってお見えになりましたので、施設数あたりは、まだ中身あたりを検証しておりません。

○ 川上委員

あと1週間なんですね。委員会で、3日間でこの内容を扱うのも大変かなと。議会のほうとして扱うのも大変かなと思うんだけど、かなり難解な文があるんですね。小中学校のところとか。かなり関心が高いとか、重要なことが非常に難解な文章表現になっておるということで、実は説明を素案の段階で市民の方々に説明をして、そして意見をいただくと、質問を聞くということを来年の1月ではなくてこの時期にするべきじゃないかと、実施計画を策定する以前に。そうしないと、支所に1冊置いているんですか。支所に1冊、あとはホームページで見てくれということで、なかなか意見を市民としては出しにくい。見ても出しにくいわけですから。住民福祉の増進という立場でやろうとしているわけですから、その点から言えばもっと市民の皆さんの意見を聞くことができるように、先にしたらいいんじゃないかと思うんですよ。先日から鯉田の工業団地の地元説明会をやっているでしょう。順番が逆じゃないかというふうに声が上がっているんですね。もう一度してもらわないと困ると、そういうふうに言うんだったら文書でも出してくれというふうに言われているでしょう、昨日も。それでそういうことになりかねない。だから、説明会をして意見を聞いてそして素案を実施計画にするというような方が望ましいんじゃないかと思うんだけど、今皆さんの考えている進め方等の関係で言うと、どうですか、そういう方向になりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

いまご指摘のように市民からのご意見がまだまだ少ないということで昨日も内部で検討させていただいております。まだ正式には決まっておりますが、意見募集の期間を1ヶ月程度延ばしてまた素案の配布している場所を増やしながらくさんのご意見等をお伺いしたいというふうに考えております。

○ 川上委員

いま1ヶ月でいいかどうかもあるんだけど、ずっと意見を聞き続けると、これから先も聞かないということじゃなくて、ずっと聞き続けるというのが大事だと思うんだけど、先ほど言いましたように、それについても説明会をきちんと公民館ごとだけではなくて、網の目のように説明する必要があると思うんですよ。聞くところによると、例えば穂波図書館の廃止については、ボランティアサークルのたまたま会合があるところいきなり市の職員が乗り込んで、いまから穂波図書館の廃止の問題について説明します、というようなこともあったそうです。あまり変わらないことがあっているんですね、あちこちで。そういう文書もありますよ。あなたがたがちょこちょこ配ったり回収したりした文書が。そういうつまみ食いの説明じゃなくてきちんと説明すると。そしてそれについてきちんと意見を出していただいて、納得と共感が得られる内容にしていかないといけないと思うんですね。そこで、基本方針のときに私、非常に重要な問題として指摘させていただいたことに、公共施設は住民福祉増進の拠点であり、その角度から公共施設のあり方については考えるべきだ、というふうに言ったんですが、そのときあなた方はそういうのは当たり前なのでわざわざ書いてないというふうに答弁があったんですね。で、私は、ではあるけれども、実施計画の中には住民福祉の増進という言葉も入るだろうし、今言ったような観点がきちんと押さえられるだろうと期待もしておったんですが、読んだ限りではそういう言葉もないし、位置づけもないように思うんですよ。このことについてはどういうふうに取り扱われたんでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

この実施計画につきましては、3月に策定いたしました基本方針の中で位置づけというのを記載しておりますが、この基本方針に基づいて公共施設の個別ごとの具体的な実施計画ということであくまでも基本方針に基づいた施設の個別ごとの実施計画ということで書いておりますので、例えば公共施設の設置の目的等は記載いたしておりません。

○ 川上委員

いま個別的なことについては記載してないという答弁だと思うんですが、序論のところにきちんと今言った観点を押さえておかないと、観点がまちまちになるではないですか。例えば、小中学校の今後のあり方についての検討については、記述があるのは基本的に教育効果、教育をどうよりよいものにしていくかというような観点はあります。しかし、財政削減効果はどうだというふうなことはないんですよ。私それでいいと思うんですけどね。ところが他のところにはそういう公共施設の住民サービスの向上だとかいう角度はなくて、削る、削る、削るというような角度が主に出ている面もあるんですね。だから、住民福祉の向上、住民サービスの向上という観点と財政効果をはかるうえでどうしたらいいのかという面、二つが共通されているでしょう。その中で住民福祉の増進という言葉がないというのがこの素案を貫くものとしてないというのが弱点になっているんじゃないかと、基本方針から弱点があったという指摘をしたんですよ。この素案でもこの弱点は続いておるといふふうに思うんですよ。だから、個別的なところでこの施設はこういう目的でつくりましたということじゃなくて、序論でそれをきちんと本論で押さえるべきじゃないかと。住民の皆さんにいろいろ説明したり、ご意見いただく場合でもそこが大事じゃないかと思うんですね。市長、その辺どのようにお考えですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この3月につくりました基本方針につきましてはいま委員が言われますようなご意見等をいただいております。この基本方針につきましては見直し等ができませんので、今後また基本方針自体の見直しあたりが、検討する際には、今のご意見等を参考にしながら作成していきたいと考えております。

○ 川上委員

それを貫かなければ、市民の皆さんの納得だとか共感を得られにくいということを行っているんです。

1ページの基本方針、基本的な考え方、見直しの視点というところがあります。この中には今言ったような角度が恥ずかしそうに書いてあるんですね。施設重視からサービス内容重視よと非常に恥ずかしそうでしょう。これを堂々と住民福祉の増進というふうに打ち出さないといけないと思います。それで、財政的なことについて少し伺います。合併特例債が平成27年までという期限になっておるんですね。上限が470億円という説明がありました。この素案のとおりを実施するとすると、平成27年までに合併特例債はどの程度活用することになりますか。詳細な数字はどうかとおもいますが、ほとんど使うだとか半分とか、そういう目安があるでしょう。

○ 行財政改革推進室主幹

この素案を見ていただきますと、わかると思いますが、まだ小中学校も含めた中でこういう学校については、建て替えをすとかいうものは記載をいたしておりませんので、そのような試算は現在のところいたしておりません。

○ 川上委員

あなたがたの合併特例債は470億円以上はできないんだから。どの程度までというのを骨格として用意しないといけないでしょう。これを全部やってみると合併特例債も足りないと、470億円どころじゃないですよと、もっとお金かかりますよということになってしまったら大変でしょう。だから、この実施計画のとおりいけばあなたの借金はどの辺までなのかという枠組みがないといけないんじゃないですか。いま609億円でしょう。一般会計が53

5億円ぐらいで609億円ぐらいの借金抱えて走っているんですよ。で、これを実施するとどこまで借金が膨らむのか考えないでやっていくというわけにはいかないでしょう。しかもあなたがた全然計算してないことないでしょう。例えば学校の建替え問題でも今出ている範囲でも大雑把であっても試算できますよ、どれくらいかかるかね、過去の実績でも。それを全然考えてないということはないと思うんだけど、どうなんですか、どの辺まで借金できると考えているんですか。

○ 財務部長

今先ほど主幹が申しましたように、第1次素案につきましては建替えの時期とかそういうものを明記しているものもありますし、まだ先で検討するという表現しているものもあります。どのくらいの事業費、どのくらいの合併特例債が活用できるかという分については現時点では明確な数字については積算いたしておりません。委員が申されますように、それがいい中で実施計画ができるかということをおっしゃるんですけど、その分については、大きい分につきましては学校の建替えとか統廃合が大きなものになってこうと思います。それと、あとその他の公共施設についても全体的に老朽化で建替えの時期が来ておりますので、それをそのまま建て替える場合についてはかなりの費用がかかってまいりますので、その辺をできるだけ建替えの施設を少なくするというのでこの計画を策定いたしておりますので、できるだけ少ない事業費で持って生きたいというふうに考えております。

○ 川上委員

市長、できるだけ少ない事業費でといわれるんですけど、いま施設の維持管理費が41億円かかっているんですね。それで、必要なものは必要なんだから仕方がない面もあるんですけど、大きいですよ。これに借金返しもあるんだから。それで、こういう計画を実施すると借金がどのくらい増えるのかと、これ以上ふやすわけにはいかないというラインをなしに実施計画素案は走ろうとしているわけですね。そういうことなんですよ、今の答弁は。かかった分だけ借金をします、使いますということなんですね。違うんだったら市長答弁してください。

○ 市長

事業を進めていく中において、いま600億という川上委員さんも言われたような借金を持っているわけですね。実際に合併特例債を使えるのが470億円ですか、それを超えてやるということは自治体の崩壊を招くような判断になってくるわけですから、その範囲の中で考えるというのは常識的なことなわけだと思うんですね。それ以上の絵を素案に描いていくこと自体は、いま財務部長が説明しましたように最終的な数字がどこになるかというものを、それがすべて事業としてなされていったときでもそれを超えるような計画を練るわけではありませぬので、そういう意味では、それを超えるようなことはしていないということをご理解いただきたいと思っております。

○ 川上委員

合併特例債については元々合併協定項目、総合計画の策定過程で100%利活用するということになっているんですね。だから、市長がこの計画を実施しても470億円を超える借金は無いという答弁ですね。ちょっと答弁してもらいましょう。

○ 財務部長

合併特例債の総額を使うというような形で委員さん発言なされたようでございますが、新市建設計画の中でもその分は総額使ってしまうというような表現はしていないと思っております。施設をつくるときには合併特例債を活用するという表現になっているかと思っております。

○ 川上委員

合併協議の過程、総合政策策定の過程で100%利活用というふうになっているんですよ。それに対して議会の側では私も100%使う必要ないじゃないかと言ったことがありますけど、いずれにしてもいま重要なことは、公共の福祉の増進のために公共施設の見直しを図る、もう

ひとつは行財政改革というんだから、無駄を削って福祉と暮らしに回すというのが行財政改革でしょう。そこで首をひねったらダメですよ。それで、公共施設を統廃合し、新設もするんだけど、そのときに借金はこの程度で抑えようという数字があるんじゃないかというふうに聞いていくと、市長は470億を超えることはないという答弁なんですね。だから、これから合併特例債について言えば470億円が上限なんだから、そこまではしますというのとあまり変わらない。だから基準がない。規律がない、財政の観点からの。あなた方が行革だ、2万円でも1万円でも削れというふうに原課に相当指示を出しているようだけれども、相対にしてみると財政規律がない。仮に財務部長が詳しいかもしれませんが、470億円、いまから一般会計規模が530億円程度の市が借金していくと新しい財政健全化法との関係でいろいろ早期健全化とかいろいろありますね。これに踏み込んでいく状況が来る時期があるんじゃないですか。そういう角度で検討したことがありますか。

○ 財務部長

財政健全化法につきましてはそれぞれ数値が示されております。例えば本市の場合、早期健全化比率と財政再生基準ということが示されておりますが、その中で、いま公債費のことで意見を申されておりますので、これは飯塚市の場合では25の実質公債費率になれば早期健全化の分になります。それと、35になりますと再生基準ということになります。飯塚市の場合は現在14.3ですので、かなり借金で公債費が増えてもそこには到達しないレベルでございますけど、やはり地方債を多く発行すれば当然公債費も増加いたしますので、そのようにならないような形での財政の組み立て、起債の借入、その辺は十分検討しなければならないと考えております。

○ 川上委員

以前の言葉で言えば赤字債権団体に転落する指標なんですよ、今部長が答弁されたのは。問題はいま14.3というふうに言われましたけど、鯉田工業団地で19億円借金するんでしょう。公債費が発生しますよね、数年後には。で、そういう流れが一方である中で市長が言われるように上限470億円まで合併特例債だけで借金しようというふうになると、非常に危険水域に達する時期があるんじゃないかと思うわけですよ。だから、危険水域に達しないようにする目安の合併特例債にしても利活用のレベルがあるでしょう。だから、3年間で470億円とか発行したら大変なことになるでしょう。そういうことを考えたかと聞いているんです。

○ 財務部長

当然先ほど申しました数値には到達、という表現はおかしゅうございますけど、ならないような形での財政の運営をしていかなければなりませんので、急激な地方債の発行とかいう形にはならないと思います。まずこの公の施設のあり方の検討に取り組んでいるのは行財政改革の中で公の施設の統廃合に取り組もうということで取り組んできたわけでございます。それで施設数が多い、このまま施設数を維持していくためには建替えとかそういうことも多くなる、その数をできるだけ減らそうということでこの公の施設の見直しに取り組んでいるのでございますので、実際このまま公の施設をどんどん建替えていけばそれだけ経費がかさみますので、その分をできるだけ減らそうという取組みでございます。取組みの中でもできるだけ財政負担が発生しないように、いま委員が申されますように、合併特例債についても然りでございます。それを全額使おうということやなくて、通常の起債であれば、まるまる一部補助制度もあるかもわかりませんが、70%は地方交付税で財源措置がなされるということで、実質30%の負担ですむということで、何もないときであれば100%自治体が負担しなければならないのを70%は財政措置が受けれるということでそれを活用していこうという形のものでございます。

○ 川上委員

そろそろこの点については締めくくりたいと思うんだけど、いずれにしても目安を設けない

と市長自身が、市長に就任してすぐ財政危機宣言を出されたわけですから、そういう認識から言うとその分厚い読みにくい素案は、今の財政部長の答弁から言うと財政を削減するためのものだというようなふうに言われました。そういう面もあるかもしれませんが、しかし、これを実施すると、新たな借金が何百億円と出るんですよ。それをどの程度にするのかというのを持っておく必要があるんじゃないかなと思ったわけです。とりわけ財政健全化法との関係で押さえておかないといけないんじゃないかと思うわけです。それで、この2ページの一番最後に推進体制と進行管理というところがあります。私は今言った角度で行革推進委員会がつまり公共の福祉、住民の福祉増進という角度と、無駄遣いを許さない、無駄遣いを削って暮らしや福祉の充実に回すという角度の両面からこの行革推進委員会がここに書いてるように点検評価できるのかどうか、大変心配するわけです。なぜかという、この基本方針を作ったのがこの行革推進委員会だからです。自分で作って自分で管理するわけでしょう。それで、この行革推進委員会の報告の時期はという時期に報告するようになりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

この推進委員会での点検評価の時期でございますが、今の時点では何月というのは決めておりませんが、適切な時期には報告しながら進行管理を連絡していきたいと考えております。

○ 川上委員

まだ考えていないということなのか、あなた方が気に入った時期に報告するということなのか、どちらですか。

○ 行財政改革推進室主幹

これはあくまでも素案の段階でございます。来年の1月末に実施計画を策定いたしますので、その進行状況を見ながら適切な時期に報告をしていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

よく考えてないということですね。それから点検評価と書いてあります。これはどういうふうに行うんでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

点検評価ということで記載いたしておりますが、実施計画に基づいた進捗状況等を報告しながら点検評価を受けるというふうに考えております。

○ 川上委員

わかりませんね。重要なことは市民参加で点検評価を行うということじゃないですか。あるいは再検討という言葉でもいいと思うんですよ。市民参加の道をきちんと位置づけておく必要があると思うんです。ここに市報、ホームページ等で広く公表しますと。情報公開は市民参加のための大前提ですからいるんだけど、市民参加というのをきちんと位置づけなければ誤った方向に進んでおれば是正するし、行うべきものができてないんだっとなぜかというチェックをしないとけないんでしょうと思います。以上で序論に関わる質疑を終わります。

○ 委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 瀬戸委員

一点、今いただいている資料の中で正誤表ですかね、これどうしてこんなに間違いがあるんですか、6ページも。これちょっと何でこんなに間違いが起きたかその辺を説明してください。

○ 行財政改革推進室主幹

このたたき台、素案を提出する前には所管課のほうでチェックをしていただいたつもりでございましたけど、再度点検をしていただきましたら大変申し訳ございませんが、訂正箇所が増えたということでございます。大変申し訳ございませんでした。

○ 瀬戸委員

これだけの間違いが起きるとするのは相当急いで作られているか、期間がなかったのかと思

ったわけですが、数字だけですけどね、ほかに内容的にこういうことがあると、いま川上委員が質問されていましたが、言い回し方とか書き方が、文言が違ければまたそういうことになりますので、十分に気をつけて大変だとは思いますがやってください。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですから、序論の部分の質疑を集結いたします。